

○警備業事務取扱要綱の制定について（通達）

令和3年3月11日

福岡県警察本部内訓第12号

本部長

この度、警備業事務取扱要綱を下記のとおり制定し、3月11日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、警備業関係法令運用要綱の制定について（昭和59年福岡県警察本部内訓第14号）は、廃止する。

また、この内訓の施行前に作成した警備業関係法令運用要綱の制定についてに規定する様式に基づく用紙で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

目次

- 第1 趣旨
- 第2 準拠
- 第3 認定証に係る申請の処理手続
- 第4 警備業者に係る届出の処理手続
- 第5 警備員指導教育責任者資格者証に係る申請の処理手続
- 第6 機械警備業務管理者資格者証に係る申請の処理手続
- 第7 講習に係る申込みの処理手続
- 第8 講習修了証明書に係る申請の処理手続
- 第9 警備員指導教育責任者の兼任承認に係る申請の処理手続
- 第10 警備員等の検定に係る申請の処理手続
- 第11 成績証明書に係る申請の処理手続
- 第12 合格証明書に係る申請の処理手続
- 第13 即応体制の特例認定に係る申請の処理手続
- 第14 報告又は資料の提出の要求の処理手続
- 第15 立入検査
- 第16 行政処分
- 第17 特異事案の報告
- 第18 関係書類の保存

## 第1 趣旨

この内訓は、警備業に関する申請、届出、行政処分等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 準拠

警備業に関する申請、届出、行政処分等の事務処理については、次に掲げる法令その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

- 1 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）
- 2 警備業法施行令（昭和57年政令第308号）
- 3 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）
- 4 警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）
- 5 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）
- 6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）
- 7 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）
- 8 福岡県警察関係手数料条例（平成12年福岡県条例第48号）
- 9 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年福岡県公安委員会規則第1号。以下「即応体制規則」という。）
- 10 警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第4号）
- 11 警備業法に基づく医師の指定に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第14号）
- 12 警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程（平成20年福岡県公安委員会規程第8号）
- 13 警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程（平成24年福岡県公安委員会規程第9号）

## 第3 認定証に係る申請の処理手続

### 1 受理

警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる申請を受理したときは、福岡県許可等事務管理システム（福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第2条第5号に規定する警察情報システムによる警備業等に係る許可等事務に係るシステムをいう。以下「システム」という。）に必要事項を登録し、申請者に受付票（シ

システムで作成し出力した受付票をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による認定の申請
- (2) 法第7条第4項において準用する法第5条第1項の規定による認定証の有効期間の更新の申請
- (3) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付の申請
- (4) 法第11条第3項の規定による認定証の書換えの申請

## 2 審査

- (1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、別に定めるところにより警備業の要件等について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を警備業認定申請等関係書類送付書(様式第1号。以下「申請等送付書」という。)に添付した上、生活安全部生活保安課長(以下「生活保安課長」という。)に送付するものとする。
- (3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

## 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に上申するものとする。

## 4 認定証等の作成

生活保安課長は、1に掲げる申請に係る処分の決定があったときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

- (1) 認定する場合、認定証の有効期間を更新する場合又は再交付若しくは書換えをする場合 認定証(施行規則別記様式第2号)
- (2) 認定しない場合 不認定通知書(様式第2号)
- (3) 認定証の有効期間を更新しない場合 不更新通知書(様式第3号)

## 5 交付

- (1) 署長は、4の書面の送付を受けたときは、申請者に当該書面を速やかに交付するものとする。
- (2) 署長は、1の(2)及び(4)の申請に係る認定証は、当該申請者が現に有する認定証と引換えに交付するとともに、当該認定証を生活保安課長に送付するものとする。

## 6 警備業者台帳の作成

生活保安課長は、認定とする処分の決定があったときは、警備業者(甲)管理表(様式第

4号)を作成し、その写しを署長に送付するものとする。

#### 7 関係署長への送付

署長は、5の(1)の規定により認定証を交付した警備業者が県内の他の警察署の管内においてその他の営業所を有するときは、当該営業所の所在地を管轄する署長に当該営業所に関係する書類の写しを送付するものとする。

### 第4 警備業者に係る届出の処理手続

#### 1 受理

署長は、次に掲げる届出を受理したときは、システムに必要事項を登録し、届出者に受付票を交付するものとする。

- (1) 法第9条の規定による営業所等の届出
- (2) 法第10条第1項の規定による廃止の届出
- (3) 法第11条第1項(法第11条第4項、第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更等の届出
- (4) 法第12条第3項の規定による認定証の返納の届出
- (5) 法第16条第2項(法第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による服装等の届出
- (6) 法第40条の規定による機械警備業務の届出
- (7) 法第41条の規定による機械警備業務の廃止等の届出

#### 2 審査

- (1) 署長は、1に掲げる届出を受理したときは、届出に応じた必要な事項について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該届出に関する書類を警備業届出関係書類送付書(様式第5号)に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

#### 3 作成及び補正

- (1) 署長は、1の(1)の届出を受理したときは警備業者(乙)管理表(様式第6号)を、1の(6)の届出を受理したときは機械警備業者管理表(様式第7号)を作成するものとする。この場合において、署長は、作成した様式の写しを生活保安課長に送付するものとする。
- (2) 署長及び生活保安課長(以下「署長等」という。)は、1の届出により、警備業者(甲)管理表、警備業者(乙)管理表又は機械警備業者管理表の記載事項に変更があれば、その都度補正をするものとする。

#### 4 関係署長への送付

署長は、1に掲げる届出をした警備業者が県内の他の警察署の管内においてその他の営業所を有する場合等で必要があるときは、当該営業所の所在地等を管轄する署長に対し、当該営業所等に関する書類の写しを送付するものとする。

### 第5 警備員指導教育責任者資格者証に係る申請の処理手続

#### 1 受理

署長は、次に掲げる申請を受理したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票を交付するものとする。

- (1) 施行規則第42条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請
- (2) 法第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請
- (3) 法第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請

#### 2 審査

- (1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、別に定めるところにより警備業の要件等について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。
- (3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

#### 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について公安委員会に上申するものとする。

#### 4 作成

生活保安課長は、1に掲げる申請に係る処分の決定があったときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

- (1) 警備員指導教育責任者資格者証を交付する場合又は書換え若しくは再交付をする場合 警備員指導教育責任者資格者証（施行規則別記様式第12号）
- (2) 警備員指導教育責任者資格者証を交付しない場合 資格者証不交付通知書（様式第8号）

#### 5 交付

署長は、4の書面の送付を受けたときは、申請者に当該書面を速やかに交付するものとする。

## 第6 機械警備業務管理者資格者証に係る申請の処理手続

### 1 受理

署長は、次に掲げる申請を受理したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票を交付するものとする。

- (1) 施行規則第63条第1項において準用する施行規則第42条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付の申請
- (2) 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請
- (3) 法第42条第3項において準用する法第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請

### 2 審査

- (1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、別に定めるところにより警備業の要件等について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。
- (3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

### 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について公安委員会に上申するものとする。

### 4 作成

生活保安課長は、1に掲げる申請に係る処分の決定があったときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

- (1) 機械警備業務管理者資格者証を交付する場合又は書換え若しくは再交付をする場合  
機械警備業務管理者資格者証（施行規則別記様式第20号）
- (2) 機械警備業務管理者資格者証を交付しない場合 資格者証不交付通知書

### 5 交付

署長は、4の書面の送付を受けたときは、申請者に対し当該書面を速やかに交付するものとする。

## 第7 講習に係る申込みの処理手続

### 1 受理

生活保安課長は、次に掲げる講習の申込みを受理したときは、当該講習の受講要件等について確認し、警備業関係手数料徴収簿（様式第9号）及び警備員指導教育責任者講習等受理簿（様式第10号）に必要事項を記入するものとする。

- (1) 講習規則第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習の受講の申込み
- (2) 講習規則第13条において準用する講習規則第4条第1項の規定による機械警備業務管理者講習の受講の申込み

## 2 交付

生活保安課長は、1に掲げる申込みをした者が講習を受講し、修了考査に合格したときは、次に掲げる講習の区分に応じそれぞれに定める書面を作成し、当該者に交付するものとする。この場合において、当該書面の交付に当たっては、当該者に講習修了証明書交付台帳（様式第11号）に署名又は押印をさせるものとする。

- (1) 警備員指導教育責任者講習 警備員指導教育責任者講習修了証明書（講習規則別記様式第2号）
- (2) 機械警備業務管理者講習 機械警備業務管理者講習修了証明書（講習規則別記様式第5号）

## 第8 講習修了証明書に係る申請の処理手続

### 1 受理

署長は、次に掲げる申請を受理したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票を交付するものとする。

- (1) 講習規則第7条第2項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付の申請
- (2) 講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付の申請

### 2 審査

- (1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、再交付の事由について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

### 3 作成

生活保安課長は、1に掲げる申請について再交付とする処分があったときは、警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を作成し、署長に

送付するものとする。

#### 4 交付

署長は、3の規定により作成された書面の送付を受けたときは、申請者に当該書面を速やかに交付するものとする。

### 第9 警備員指導教育責任者の兼任承認に係る申請の処理手続

#### 1 受理

署長は、施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任の承認の申請を受理するときは、申請書に次に掲げる事項が記載されているかを確認し、警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿（様式第12号）に必要事項を記入するものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 専任の警備員指導教育責任者の置かれている営業所の名称及び所在地
- (3) 専任の警備員指導教育責任者の住所、氏名及び生年月日並びに警備員指導教育責任者資格者証に係る都道府県公安委員会の名称、交付年月日及び番号
- (4) 兼任の警備員指導教育責任者を置く営業所の名称、所在地及び警備員数並びに専任の警備員指導教育責任者の置かれている営業所からの距離及び所要時間
- (5) 兼任の理由

#### 2 審査

- (1) 署長は、1に規定する申請を受理したときは、警備員指導教育責任者の兼任の要件について審査するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類及び警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。
- (3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

#### 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について公安委員会に上申するものとする。

#### 4 作成

生活保安課長は、1に規定する申請について承認があったときは警備員指導教育責任者兼任承認通知書（様式第13号）を、承認がなかったときは警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（様式第14号）を作成し、警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿に必要事項を

記入した上、これらを署長に送付するものとする。

## 5 交付

署長は、4の規定により作成された書面の送付を受けたときは、申請者に対し当該書面を速やかに交付するものとする。

## 第10 警備員等の検定に係る申請の処理手続

### 1 受理

(1) 署長は、検定規則第9条第1項に規定する検定の申請を受理したときは、別に定めるところにより申請者の受検資格等を審査するものとする。

(2) 署長は、(1)の規定により審査したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票及び受検票（検定規則別記様式第2号）を交付するものとする。

### 2 送付

署長は、1の(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

### 3 交付

生活保安課長は、1の(1)に規定する申請に係る受検者が検定に合格したときは、成績証明書（検定規則別記様式第3号）を作成し、当該受検者に交付するものとする。この場合において、当該成績証明書の交付に当たっては、当該受検者に成績証明書交付台帳（様式第15号）に署名又は押印をさせるものとする。

## 第11 成績証明書に係る申請の処理手続

### 1 受理

署長は、次に掲げる申請を受理したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票を交付するものとする。

(1) 検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換えの申請

(2) 検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付の申請

### 2 審査

(1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、書換え又は再交付の事由について審査するものとする。

(2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

### 3 作成

生活保安課長は、1に掲げる申請について書換え又は再交付とする決定があったときは、

成績証明書を作成し、署長に送付するものとする。

#### 4 交付

署長は、3の成績証明書の送付を受けたときは、申請者に当該成績証明書を速やかに交付するものとする。

### 第12 合格証明書に係る申請の処理手続

#### 1 受理

署長は、次に掲げる申請を受理したときは、システムに必要事項を登録し、申請者に受付票を交付するものとする。

(1) 法第23条第4項の規定による合格証明書の交付の申請

(2) 法第23条第5項において準用する法第22条第5項の規定による合格証明書の書換えの申請

(3) 法第23条第5項において準用する法第22条第6項の規定による合格証明書の再交付の申請

#### 2 審査

(1) 署長は、1に掲げる申請を受理したときは、別に定めるところにより警備業の要件等について審査するものとする。

(2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

(3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

#### 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について公安委員会に上申するものとする。

#### 4 作成

生活保安課長は、1に掲げる申請に係る処分の決定があったときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

(1) 合格証明書を交付する場合又は書換え若しくは再交付とする場合 合格証明書（検定規則別記様式第6号）

(2) 合格証明書を交付しない場合 合格証明書不交付通知書（様式第16号）

#### 5 交付

署長は、4の書面の送付を受けたときは、申請者に当該書面を速やかに交付するものとする。

る。

### 第13 即応体制の特例認定に係る申請の処理手続

#### 1 受理

署長は、即応体制規則第1条の規定による基準を適用しない警備業務対象施設の承認申請を受理するときは、申請書に次に掲げる事項が記載されているかを確認し、即応体制の特例認定申請受理簿（様式第17号）に必要事項を記入するものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認定証に係る公安委員会の名称及び番号
- (3) 警備業務対象施設の名称及び所在地
- (4) 警備業務対象施設に係る基地局及び待機所の名称及び所在地
- (5) 事実の確認等の必要な措置をとる者の住所、職業、氏名、生年月日、連絡先及び講じようとする措置
- (6) 即応体制を法の規定どおり整備できない理由

#### 2 審査

- (1) 署長は、1に規定する申請を受理したときは、次の要件について審査するものとする。

ア 当該警備業務対象施設が、へき地等（福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則（平成18年福岡県人事委員会規則第17号）別表第2に掲げる施設の所在地近辺及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島をいう。）に所在していること。

イ 基地局において、当該警備業務対象施設に係る盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように待機所を配置することが当該警備業者に著しい不利益をもたらすこととなり、かつ、対象地域内に待機所を有する他の警備業者に対して当該機械警備業務の一部を委託する等の措置を講じることができない状況にある等、受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように即応体制を整備することが通常期待できないこと。

ウ 基地局において、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、当該警備業務対象施設若しくはその近隣に居住する管理者又は管理者の委託を受けている者に連絡してその者が事実の確認その他の必要な措置を講じるという取決めがある場合など機械警備業務において十分な措置が講じられること。

(2) 署長は、(1)の規定により審査した結果について、当該申請に関する書類及び即応体制の特例認定申請受理簿を申請等送付書に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

(3) 生活保安課長は、(2)の規定による送付を受けたときは、当該申請に関する書類に係る必要な事項について審査するものとする。

### 3 上申

生活保安課長は、2の規定による審査を終了したときは、当該審査の結果について警察本部長に上申するものとする。

### 4 作成

生活保安課長は、1に規定する申請について認定があったときは即応体制の特例対象施設認定通知書(様式第18号)を、認定がなかったときは即応体制の特例対象施設不認定通知書(様式第19号)を作成し、即応体制の特例認定申請受理簿に必要事項を記入した上、これらを署長に送付するものとする。

### 5 交付

署長は、4の規定により作成された書面の送付を受けたときは、申請者に当該書面を速やかに交付するものとする。

## 第14 報告又は資料の提出の要求の処理手続

署長等は、法第46条の規定により警備業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書(様式第20号)を交付して行うものとする。

## 第15 立入検査

### 1 立入検査を行う職員の指名

署長等は、警備業の事務を担当する職員その他立入検査に必要と認める職員を立入実施者として指名するものとする。

### 2 身分証明書の交付

生活保安課長は、立入実施者に指名された職員に身分証明書(施行規則別記様式第22号)を交付するとともに、警備業身分証明書交付簿(様式第21号)に必要事項を記入するものとする。この場合において、署長等は、警備業身分証明書管理簿(様式第22号)に必要事項を記入するものとする。

### 3 身分証明書の管理

(1) 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書を携帯しないときは、施錠設備のあるロッカー等に保管し、紛失等の防止に努めるものとする。

(2) 身分証明書の交付を受けた職員は、身分証明書を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、速やかに署長等に報告するものとする。

#### 4 身分証明書の返納

(1) 立入実施者の指名を受けた職員で身分証明書の交付を受けたものは、異動等の理由により立入実施者でなくなったときは、速やかに署長又は生活保安課長に身分証明書を返納するものとする。

(2) 署長は、(1)の規定により身分証明書の返納を受けたときは、警備業身分証明書管理簿に必要事項を記入し、当該身分証明書を生活保安課長に送付するものとする。

(3) 生活保安課長は、(1)の規定により身分証明書の返納を受けたとき及び(2)の規定により身分証明書の送付を受けたときは、警備業身分証明書交付簿及び警備業身分証明書管理簿に必要事項を記入し、当該身分証明書は裁断その他復元できない方法により廃棄するものとする。

#### 5 立入検査の実施

立入実施者は、管轄区域内に所在する警備業者の営業所及び基地局に対して、計画的に立入検査を実施するものとする。

#### 6 結果報告

立入実施者は、5の規定により立入検査を実施したときは、その結果を署長等に報告するものとする。

### 第16 行政処分

#### 1 調査及び上申

署長は、行政処分を行う必要がある事案を認知したときは、事案の調査を行った上、警備業行政処分上申管理簿(様式第23号)に必要事項を記入し、警備業行政処分上申書(様式第24号)に関係書類を添付した上、生活保安課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

#### 2 審査

生活保安課長は、1の規定による上申があったときは、警備業行政処分該当事案管理簿(様式第25号)に必要事項を記入し、警備業行政処分上申書及び関係書類により審査するものとする。

#### 3 作成

生活保安課長は、1の規定による上申に係る行政処分の決定があったときは、次に掲げる行政処分に応じそれぞれに定める書面を作成し、署長に送付するものとする。

- (1) 法第8条の規定による取消し 認定取消通知書（様式第26号）
- (2) 法第22条第7項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による返納命令 資格者証返納命令書（様式第27号）
- (3) 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による返納命令 合格証明書返納命令書（様式第28号）
- (4) 法第48条の規定による指示 指示書（様式第29号）
- (5) 法第49条第1項の規定による営業の全部又は一部の停止命令 営業停止命令書（様式第30号）
- (6) 法第49条第2項の規定による営業の廃止命令 営業廃止命令書（様式第31号）

#### 4 交付等

- (1) 署長は、3の書面の送付を受けたときは、名あて人に対し当該書面を速やかに交付するものとする。
- (2) 署長は、(1)の規定による交付をしたときは、警備業行政処分上申管理簿に必要事項を記入するものとする。この場合において、生活保安課長は、警備業行政処分該当事案管理簿に必要事項を記入するものとする。

#### 5 行政処分に基づく措置

署長は、次に掲げる行政処分に応じそれぞれに定める措置をとるものとする。

- (1) 認定の取消し 返納を受けた認定証を生活保安課長に送付すること。
- (2) 資格者証返納命令又は合格証明書返納命令 警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証又は合格証明書の返納を受け、これを生活保安課長に送付すること。
- (3) 指示、営業停止命令又は営業廃止命令 行政処分の履行状況を確認し、確認した資料を生活保安課長に送付すること。

#### 第17 特異事案の報告

署長は、警備業者又は警備員の犯罪等を認知したときは、警備業者等による事件・事故の報告（様式第32号）により生活保安課長に報告するものとする。

#### 第18 関係書類の保存

- 1 生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
警備員指導教育責任者講習	警備員指導教育責任者講習等受理簿	長期

等受理簿		
警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿	警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿（写し）	
即応体制の特例認定申請受理簿	即応体制の特例認定申請受理簿（写し）	
警備業行政処分該当事案管理簿	警備業行政処分該当事案管理簿	
警備業者（甲）台帳	警備業認定申請等関係書類送付書	継（5年）
	認定申請書（施行規則別記様式第1号）	
	認定証更新申請書（施行規則別記様式第1号）	
	認定証再交付申請書（施行規則別記様式第3号）	
	認定証書換え申請書（施行規則別記様式第3号）	
	警備業者（甲）管理表	
	警備業届出関係書類送付書	
	法第11条第1項変更届出書（施行規則別記様式第6号）	
	法第11条第4項変更届出書（施行規則別記様式第7号）	
	服装届出書（施行規則別記様式第9号）	
	護身用具届出書（施行規則別記様式第10号）	
	服装変更届出書（施行規則別記様式第11号）	
	護身用具変更届出書（施行規則別記様式第11号）	
	警備員指導教育責任者兼任承認申請書類	
	警備員指導教育責任者兼任承認通知書（写し）	
	警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（写し）	
警備業者（乙）台帳	警備業届出関係書類送付書	
	営業所設置等届出書（施行規則別記様式第4号）	
	法第11条第4項変更届出書	
	服装届出書	
	護身用具届出書	

	服装変更届出書	
	護身用具変更届出書	
	警備業者（乙）管理表（写し）	
	警備員指導教育責任者兼任承認申請書類	
	警備員指導教育責任者兼任承認通知書（写し）	
	警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（写し）	
機械警備業者台帳	警備業届出関係書類送付書	
	機械警備業務開始届出書（施行規則別記様式第18号）	
	機械警備業務変更届出書（施行規則別記様式第19号）	
	機械警備業者管理表（写し）	
	即応体制の特例認定申請書類	
	即応体制の特例対象施設認定通知書（写し）	
	即応体制の特例対象施設不認定通知書（写し）	
警備業身分証明書交付簿	警備業身分証明書交付簿	継（用廃）
警備業身分証明書管理簿	警備業身分証明書管理簿	
不認定・不更新台帳	警備業認定申請等関係書類送付書	5年
	認定申請書	
	認定証更新申請書	
	不認定通知書（写し）	
	不更新通知書（写し）	
警備業・機械警備業者廃止台帳	警備業届出関係書類送付書	
	警備業廃止届出書（施行規則別記様式第5号）	
	都道府県内廃止届出書（施行規則別記様式第8号）	
	認定証返納届出書類	
警備員指導教育責任者資格者証交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書	
	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書（施行規則別記様式第13号）	
警備員指導教育責任者資格者証書換え・再交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書	
	警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書（施行規則別記様式第14号）	

	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書（施行規則別記様式第15号）
機械警備業務管理者資格者証交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 機械警備業務管理者資格者証交付申請書（施行規則別記様式第13号）
機械警備業務管理者資格者証書換え・再交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 機械警備業務管理者資格者証書換え申請書（施行規則別記様式第14号） 機械警備業務管理者資格者証再交付申請書（施行規則別記様式第15号）
警備業関係手数料徴収簿	警備業関係手数料徴収簿
警備員指導教育責任者講習等受講申込台帳	講習修了証明書交付台帳 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）
講習修了証明書再交付申請台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書（講習規則別記様式第3号） 機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書（講習規則別記様式第3号）
検定申請台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
成績証明書交付台帳	成績証明書交付台帳
成績証明書書換え・再交付申請台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 成績証明書書換え申請書（検定規則別記様式第4号） 成績証明書再交付申請書（検定規則別記様式第5号）
合格証明書交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 合格証明書交付申請書（検定規則別記様式第7号）
合格証明書書換え・再交付	警備業認定申請等関係書類送付書

台帳	合格証明書書換え申請書（検定規則別記様式第8号）
	合格証明書再交付申請書（検定規則別記様式第9号）
資格者証・合格証明書不交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書
	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書
	機械警備業務管理者資格者証交付申請書
	合格証明書交付申請書
	資格者証不交付通知書（写し）
	合格証明書不交付通知書（写し）
警備業行政処分等管理台帳	報告・資料提出要求書（写し）
	警備業行政処分上申書
	認定取消通知書（写し）
	資格者証返納命令書（写し）
	合格証明書返納命令書（写し）
	指示書（写し）
	営業停止命令書（写し）
	営業廃止命令書（写し）
特異事案発生報告台帳	警備業者等による事件・事故の報告

2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿	警備員指導教育責任者兼任承認申請受理簿	長期
即応体制の特例認定申請受理簿	即応体制の特例認定申請受理簿	
警備業行政処分上申管理簿	警備業行政処分上申管理簿	
警備業者（甲）台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	継（5年）
	認定申請書（写し）	
	認定証更新申請書（写し）	
	認定証再交付申請書（写し）	
	認定証書換え申請書（写し）	
	警備業者（甲）管理表（写し）	

	警備業届出関係書類送付書（写し）
	法第11条第1項変更届出書（写し）
	法第11条第4項変更届出書（写し）
	服装届出書（写し）
	護身用具届出書（写し）
	服装変更届出書（写し）
	護身用具変更届出書（写し）
	警備員指導教育責任者兼任承認申請書類（写し）
	警備員指導教育責任者兼任承認通知書（写し）
	警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（写し）
	警備業者等による事件・事故の報告（写し）
警備業者（乙）台帳	警備業届出関係書類送付書（写し）
	営業所設置等届出書（写し）
	法第11条第4項変更届出書（写し）
	服装届出書（写し）
	護身用具届出書（写し）
	服装変更届出書（写し）
	護身用具変更届出書（写し）
	警備業者（乙）管理表
	警備員指導教育責任者兼任承認申請書類（写し）
	警備員指導教育責任者兼任承認通知書（写し）
	警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（写し）
	警備業者等による事件・事故の報告（写し）
機械警備業者台帳	警備業届出関係書類送付書（写し）
	機械警備業務開始届出書（写し）
	機械警備業務変更届出書（写し）
	機械警備業者管理表
	即応体制の特例認定申請書類（写し）
	即応体制の特例対象施設認定通知書（写し）
	即応体制の特例対象施設不認定通知書（写し）

	警備業者等による事件・事故の報告（写し）	
警備業身分証明書管理簿	警備業身分証明書管理簿	継（用廃）
不認定・不更新台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	5年
	認定申請書（写し）	
	認定証更新申請書（写し）	
	不認定通知書（写し）	
	不更新通知書（写し）	
警備業・機械警備業者廃止台帳	警備業届出関係書類送付書（写し）	
	警備業廃止届出書（写し）	
	都道府県内廃止届出書（写し）	
	認定証返納届出書類（写し）	
資格者証・合格証明書交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	
	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書（写し）	
	機械警備業務管理者資格者証交付申請書（写し）	
	合格証明書交付申請書（写し）	
資格者証・合格証明書書換え・再交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	
	警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書（写し）	
	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書（写し）	
	機械警備業務管理者資格者証書換え申請書（写し）	
	機械警備業務管理者資格者証再交付申請書（写し）	
	合格証明書書換え申請書（写し）	
	合格証明書再交付申請書（写し）	
講習修了証明書再交付申請台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	
	警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書（写し）	
	機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書（写し）	
検定申請台帳	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	
	検定申請書（写し）	
成績証明書書換え・再交付	警備業認定申請等関係書類送付書（写し）	

申請台帳	成績証明書書換え申請書 (写し)
	成績証明書再交付申請書 (写し)
資格者証・合格証明書不交付台帳	警備業認定申請等関係書類送付書 (写し)
付台帳	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書 (写し)
	機械警備業務管理者資格者証交付申請書 (写し)
	合格証明書交付申請書 (写し)
	資格者証不交付通知書 (写し)
	合格証明書不交付通知書 (写し)
警備業行政処分等管理台帳	報告・資料提出要求書 (写し)
	警備業行政処分上申書 (写し)
	認定取消通知書 (写し)
	資格者証返納命令書 (写し)
	合格証明書返納命令書 (写し)
	指示書 (写し)
	営業停止命令書 (写し)
	営業廃止命令書 (写し)

